

岡山県アーチェリー協会会則

施行	昭和47年4月1日
改正	昭和58年4月1日
改正	平成25年3月17日
改正	令和5年3月12日

第1章 総則

第1条（名称） 本会は岡山県アーチェリー協会（O. A. A）と称する。

第2条（目的） 本会は岡山県におけるアーチェリー団体の統一協議機関であり、アーチェリーの健全な普及発展と会員相互の親睦を計ることを目的とする。

第3条（事業） 本会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。

- (1) 岡山県アーチェリー選手権大会、並びに各種アーチェリー競技会の主催又は後援
- (2) 競技場の建設並びに整備改善
- (3) アーチェリーの研究並びに指導
- (4) 加盟団体相互の連絡及び親睦
- (5) 指導者及び選手の育成・指導
- (6) その他、第2条の目的達成のために必要な事業

第4条（加盟団体） 本会は岡山県のアーチェリー団体（以下加盟団体と称す。）をもって組織する。

2 加盟団体に関する規定は別に定める。

第5条（会員） 加盟団体に属する者は本会の会員となることができる。ただし、総会で認められた場合はこの限りでない。

2 会員となろうとする者は毎年度登録を行い、会費を納めなければならない。ただし、総会で認められた場合、会費を免除することができる。

3 会員の種類は次のとおりとする。

(1) 正会員 社会人又は大学生等（全日本学生アーチェリー連盟（以下、「学連」という。）登録者を除く。）

(2) ジュニア会員 高校生（全国高等学校体育連盟（以下、「高体連」という。）登録者を除く。）以下の生徒・児童等

(3) 賛助会員 本会の運営に協賛する個人又は団体

第6条（事務局） 本会の事務局を岡山県内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、本会の事務を統括する。

3 事務局長は、第7条の理事たる資格を有する。

第2章 役員

第7条（役員） 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 2名以内

(5) 理事 若干名

上項に定めるものの他、名誉会長、顧問及び参与（若干名）を置くことができる。

第8条（役員任期） 役員任期は2年とし再選はさまたげない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする

3 役員は、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第9条（会長、副会長） 会長、副会長は理事会においてこれを推挙する。

2 会長は本会会務を款轄代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 会長、副会長は理事たる資格を有する。

第10条（理事長、副理事長） 理事長は理事の互選により定め会務の執行にあたる。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第11条（理事） 加盟団体から理事を選出する。ただし、総会で認められた場合、加盟団体以外から理事を選出することができる。

2 理事は理事会を構成し、本会の一般会務を掌握する。

第12条（名誉会長、顧問、参与） 名誉会長、顧問、参与は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

2 顧問は本会の重要事項につき諮問に応じる。

3 参与は会議に出席して意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。

4 名誉会長、顧問、参与の報酬は無償とする。

第13条（役員交代） 役員交代の場合は、後任者の就任まで前任者は引続きその職務を行なわねばならない。

2 役員に欠員ができた場合には補充せねばならない。この場合後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし、残任期間が短く、他役員によってその職務を代行できると理事会において認める場合には補充しないものとする。

第3章 会 議

第14条（会議の種類及び議事） 会議は総会及び理事会とする。総会は正会員、理事会は理事の二分の一以上の出席（委任状による出席を含む。）をもって成立し、議事は、原則として、出席者（委任状出席を含む。）の過半数で決する。もし可否同数の場合は、議長が裁決する。

第15条（総 会） 総会は本会の最高決議機関であり次の事項を承認する。

(1) 理事会において選出された役員承認

(2) 予算並びに決算承認

(3) 事業報告と事業計画承認

(4) 本会の会則改廃

(5) その他議決を要する重要事項

第16条（総会の招集） 総会は毎年1回会長が招集する。

第17条（理事会） 理事会は本会の審議機関である。次の事項を審議する。

(1) 役員

(2) 予算と決算

(3) 事業報告と事業計画

(4) 本会会則

(5) その他重要事項

第18条（理事会の招集、議長） 理事会は理事長が招集する。議長は理事会において選出する。理事会は理事長が必要と認めた場合、または理事総員の三分の一以上の連名で議案を附けて請求があった場合、理事長は臨時にこれを召集しなければならない。

第19条（委任） 各会議の委任を認めかつ書面による採決はこれを有効とする。

第4章 会計

第20条（経費） 本会の経費は、会費、補助金、寄附金、事業収入及びその他の収入をもってこれにあてる。

第21条（会費） 第4条第3項の会費は別に定める。

第22条（会計年度） 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第23条（監事） 本会に監事2名をおく。

2 監事は本会の会計事務監査し、総会において報告する。

3 監事は必要に応じて、第15条に定める理事会に出席し、意見を述べることができる。

第5章 加盟及び脱退

第24条（加盟） 本会に加盟しようとする団体は総会の承認を得なければならない。

第25条（脱退） 本会の加盟団体又は会員として不適当と認められた時は、総会の議を経て脱退させることができる。

第6章 専門部及び連携部

第26条（専門部） 本会の業務を遂行するため次の専門部を設ける。

(1) 競技部

(2) 審判部

(3) 強化部

(4) 普及部

2 各専門部には、部長1名を置き、部長は理事の中から選任する。

3 各専門部には部員を置き、部員は会員の中から選任する。

第27条（連携部） 本会の業務遂行に当たり学連・高体連等との連携を図るため次の連携部を設ける。

(1) 大学部

(2) 高校部

(3) 中学部

2 各連携部には、部長1名を置き、部長はそれぞれの構成員の中から選出され、第7条の理事たる資格を有する。

第7章 附則

第28条（細則） 本会則の施行に関する細則は理事会の議を経て別にこれを定める。

第29条（会則の変更） 本会即の設定または改廃を行うには総会の議決を要する。

2 前項の議決を行う総会の成立は第14条の規定にかかわらず、会員総員の四分之三（委任状出席を含む。）以上の出席を必要とし、出席者の三分の二以上の賛同がなければ議決できない。